

## 申請概要

- 「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（以下「火災防護審査基準」という。）の改正内容を踏まえ、平成30年10月18日付け原規規発第1810181号にて認可された工事の計画（以下「既工認」という。）の「その他発電用原子炉の附属施設」のうち「火災防護設備」の基本設計方針を変更する。
- 本設計及び工事計画変更認可申請（以下「今回工認」という。）範囲については、以下のとおりである。
  - ✓ 今回工認申請は、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画（DBトンネル、SAトンネル及び格納容器圧力逃がし装置を設置する建屋の火災区域を除く。）に係る範囲を対象とし、火災防護審査基準の改正内容を踏まえて、火災感知設備の基本設計方針を変更する。
  - ✓ 既工認のDBトンネル及びSAトンネルに設置する火災感知器は、特定重大事故等対処施設の設置に伴い、DBトンネル及びSAトンネルの構造を変更し、その一部が特重施設に格納されていることから、別途特重設工認にて申請する。
  - ✓ 東海第二はSA施設の格納容器圧力逃がし装置を特重施設と兼用することから、格納容器圧力逃がし装置を設置する建屋に関する火災防護設備の基本設計方針について、別途特重設工認にて申請する。
  - ✓ なお、情報管理に注意が必要な特定重大事故等対処施設に係る設工認と今回工認は別申請とし、審査の効率化及び情報管理の徹底を図る。
  - ✓ 表1に申請範囲の整理結果を示す。

表1 申請範囲整理表

申請範囲		今回申請	別途申請
設計基準対象施設及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画 （DBトンネル、SAトンネル、格納容器圧力逃がし装置を設置する建屋及び特定重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画を除く。）	火災感知設備	○	—
	火災感知設備以外	—	—※
設計基準対象施設及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画 （DBトンネル、SAトンネル、格納容器圧力逃がし装置を設置する建屋）		—	○（5月下旬申請予定）
特定重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画		—	○（5月下旬申請予定）

※設計進捗を踏まえ、火災防護設備用ハロンボンベ及び二酸化炭素ボンベの設置場所、個数、名称等の変更について、令和5年4月7日付けで設計及び工事計画変更認可を申請済み。